

日本小児血液・がん学会会員 各位

転院時の PCR-MRD 出検について

2023 年 10 月 13 日

日本小児血液・がん学会保険診療委員会

PCR-MRD の測定（モニタリング検査）を行うためには、診断時に提出した検体を用いた遺伝子再構成の同定とプライマー設計（スクリーニング検査）の際に抽出した DNA と、モニタリング検査用に設定した症例特異的なプライマーを使用するため、それぞれの施設で用いている汎用依頼書などは使用できず、各症例専用の依頼書（症例 ID 印字済みのもの）が必須です。また、スクリーニング検査を実施した検査センター以外にはモニタリング検査は依頼できません。

患者さんがスクリーニング検査の後、モニタリング検査の実施前に転院される場合には、以下の点につきご注意ください。

<転院元施設（スクリーニング検査を出検した施設）>

- 患者ごとの症例専用の依頼書であるモニタリング検査依頼書（症例 ID 印字済みのもの）を転院先施設に引継ぎをしてください。

<転院先施設（モニタリング検査を出検する施設）>

- 転院を受け入れる際に、モニタリング検査依頼書（症例 ID 印字済みのもの）をお受け取りください。
- スクリーニング検査とモニタリング検査を異なる検査センターに依頼することはできません。スクリーニング検査の出検後（かつ、モニタリング検査の出検前）に転院してきた患者さんがいらっしゃる場合には、スクリーニング検査を行った検査センターが施設の契約している検査センターかどうかをご確認ください。
- 施設で契約されている検査センターがスクリーニング検査実施センターと異なる場合は、施設と検査センターが検体の受領および費用請求などを行うための随意契約が必要となりますので、施設の事務部門にその点をお伝えください。一般的には行われない例外的な状況になりますが、検査の特殊性と診療上の必要性をお伝えし、かつ、各検査センターはこの点について承知している旨を事務部門と共有ください。
- スクリーニング検査を実施後、モニタリング検査の前に外部委託する検査センターと施設との契約が切り替わった場合も上記と同様の対応が必要になります。
- 頻りに他院からの転院を引き受ける施設の場合は、施設の事務部門と、随意契約が必要な事例が発生する前に、このような要望がありえることを事前に共有いただくことを推奨いたします。

本件に関してご不明な点がございましたら、各検査センターの担当者（ただし、営業担当者への周知がすんでいない可能性がありますので、それぞれの検査センターの PCR-MRD 担当者に確認するようにご依頼ください）または、名古屋医療センター真田昌先生（masashi.sanada@nnh.go.jp）にお問い合わせください。